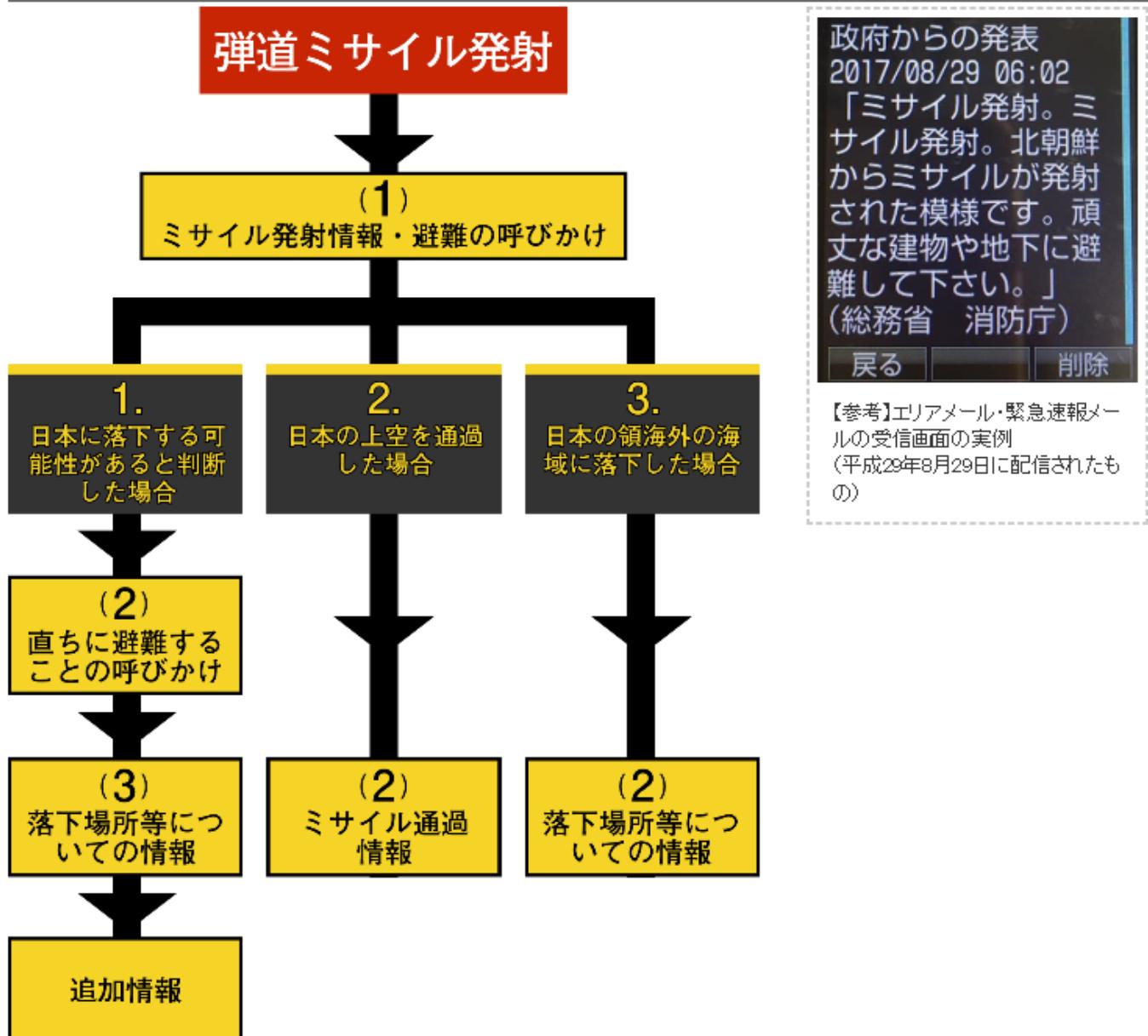


情報伝達の基本的な流れは、以下のとおりです。



政府からの発表
2017/08/29 06:02
「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。」
(総務省 消防庁)

[戻る](#) [削除](#)

【参考】エリアメール・緊急速報メールの受信画面の実例
(平成29年8月29日に配信されたもの)

(注)「(3) 日本の領海外の海域に落下した場合」とは、発射直後、我が国に飛来する可能性があると判断して①の情報伝達を行った後、結果的に本邦の手前の領海外に落下した場合

1.日本の領土・領海に落下する可能性があると判断した場合

弾道ミサイル発射



(1)ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。

※まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。
屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。
屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。



(2)直ちに避難することの呼びかけ

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。

※ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があると判断した場合、直ちに避難することの呼びかけを行います。屋外にいる場合には、直ちに近くの建物の中、又は地下に避難して下さい。また、近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守って下さい。
屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。



(3)落下場所等についての情報(日本の領土・領海に落下)

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

※ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合は、落下場所等の情報を伝達します。
続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

2.日本の領土・領海の上空を通過した場合

弾道ミサイル発射



(1)ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。

※まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。
屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。
屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。



(2)ミサイル通過情報

ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

※ミサイルが日本の上空を通過したことが確認された場合は、その情報を伝達します。
引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

3.日本の領海外の海域に落下した場合

弾道ミサイル発射



(1)ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。

※まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。



(2)落下場所等についての情報(日本の領海外の海域に落下)

先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

※ミサイルが日本まで飛来せず、領域外の海域に落下したと推定される場合は、上記の情報を伝達します。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。